

議題(3) 令和7年度の企画提案型協働事業の実施方針について

・資料3-2 市民活動推進委員会の会議開催予定について

【変更点】

○5月15日(木) 委嘱式を予定

→区分が(2)市民活動団体関係者／(3)事業者／(4)学識経験者に当たる委員については、次期任期に当たり事務局よりご相談させていただきます。

○10月1日(水)・2日(木) 最終審査を2日間にわたって実施予定

・資料3-3 令和7年度企画提案型協働事業実施要領について検討願います。

スケジュールについては今年度を踏襲し作成。日時は資料3-2を参照。

【変更点】

主なもの

○3p①自由提案型・※より

「※自由提案型で同一の事業を継続して提案する場合は、3回まで応募することができます。」

→「※自由提案型で同一の事業を継続して提案する場合は、連続3年間まで応募することができます。(実施計画の3年ローリングに基づく)また2年目で採択されず翌年度提案する場合は、3年目の提案としてではなく、1年目として提案することになります。(アイデア審査免除の権利を失う)」

委員会への検討依頼事項

・指定テーマにおいて、3年以上事業継続している提案者の提案事業にあっては、市民活動推進委員会の判断により、アイデア審査のプレゼンを免除することができる。

→①今後もこの規定を採用するか否か。

②提案者より、規定が分かりづらいと意見あり。自由提案型のように、アイデア審査を免除できる規定としてはどうか(プレゼン免除ではなく、審査の免除)。

③現行のままプレゼン免除とするのであれば、公開審査会(アイデア審査)評価表プレゼン免除チェックシートの様式の再検討が必要か。